

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和3年11月18日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和3年11月18日(木) 午後1時45分
防府市役所議会棟 全員協議会室
- 3 閉会日時 令和3年11月18日(木) 午後5時05分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(4番)山縣 洋

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書記	富永 大志郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第67号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第68号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

- 報告第69号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第70号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第71号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第72号 農地法施行規則該当転用届について
報告第73号 現況証明書の発行について
報告第74号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5番 木原 伸二委員

6番 倉重 俊則委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年11月の総会を開催いたします。

4番、山縣委員がまだいらっしゃっていませんが、過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長としての議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。朝晩めっきり寒くなりましたけれども、体調管理には十分気をつけていただきたいというふうに思います。コロナウイルスのほうも少し落ち着いてきて、経済活動も少し動き出しているような状況ですけれども、その結果、御承知のように円安も相まって原油価格の高騰という形を招いており、また新聞などによりますと、今年も去年同様、ラニーニャが発生しているようで、この冬もまた寒い冬になるという予測がしておりますので、なかなか安心できるような状況ではありませんけれども、農家さん各自がそれに対応していただきたいと思ひますし、農家で対応できない部分は農業委員会を中心にいろんな関係機関に働きかけて、手当てをしていくような活動もしていかななくてはならないというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願ひいたします。

それでは、総会のほうに入らせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、5番の木原委員さん、6番の倉重委員さんをお願いします。よろしく願ひいたします。

それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第55号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第55号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

4件あり、目的については所有権の移転が4件です。

譲渡理由については、高齢のためが1件、耕作困難が2件、農地売買事業が1件で、譲受理由は、相手方の要望によるものが1件、規模拡大が2件、生前贈与が1件となります。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。

農地法第3条の規定による許可申請について、議案第55号の1は所有権の移転の申請です。

現地確認及び申請者への聞き取りを11月15日、午後2時に行いましたので御報告いたします。

現地は、姫山南側の山陽自動車道の上り車線側5m近くにあります。ここに隣接するように、譲渡人、-----と-----の2筆がありますので御一緒に御報告させていただきたいと思っております。

譲渡人、-----と-----は全く別個の個人です。-----、譲渡人のお二人に理由を聞いてみましたら、-----高齢でもありできなくなったとのことです。また、-----は-----が高齢のため管理できないとのことで、双方とも譲受人である-----に譲り渡したいとのことです。

譲受人、-----は、もう何年も前からこの2か所の田んぼを管理されていたそうです。-----の農機具倉庫も大きく、保有状況も保管場所もしっかりとしたものでした。酪農もされているので、この2か所の農地に牧草と水田の2通りを候補に使用したいとのことです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については全てを満たしております。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、木原です。

議案第55号の2は、―――が規模拡大するために―――の農地を購入する所有権移転の案件です。

11月11日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は防府市公設地方卸売市場のすぐ西側にあります。

―――、―――が高齢で今後管理していくことが困難だということで―――にお願いして今回の申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、今年も水稻を作付されています。実績から見ても問題はないと思います。

下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題はありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第55号の3は、―――の農地を息子さんに譲り渡すという農地法第3条の規定による許可申請でございます。

11月15日の午後、―――宅を訪問し、本人、―――にお話を聞くことができました。

場所は江泊山の麓で江泊自治会館の近くです。

資料の5ページを御覧ください。

お父さんが―――耕作が困難で今までも息子さんが勤めながら耕作されてきました。―――このたび生前贈与をと決心されたそうです。

これからも今までどおりきちんと管理していきたいとのことでした。農機具も倉庫内を見せていただきましたが、稲作をされていて、乾燥機、もみすり機も最近更新されており、これまでどおり続けたいとのことでした。

パトロールしているときでも、回っているときに稲作もきちんとされていたし、草刈り、保全管理ですかね、それも本当にいつ見てもきれいに管理されております。

農地法第3条第2項の1号から7号まで全て許可基準を満たされております。特に7号の地域との調和条件は家の前の土地、これはよその土地ですけれども竹やぶが押し寄せてくるということで、また土手などもやぶになるといけないからということで定期的にきれいに耕運とか草刈りなどをされている様子を話してくださいました。

また、江泊はお内裏様参りなどありまして、地区を挙げて美観に取り組んでおられるところがございます。地元委員としても問題ないと思っております。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。

今回の議案についてはちょっと説明が長くなると思います。

議案第55号の4は、譲渡人の公益財団法人やまぐち農林振興公社が譲受人の———に所有権の移転をする申請です。なお、この申請については、最近はなくてまれなケースとのことでした。

今回の事案は、まず議案第67号、それから第71号が関係しているそうなので事務局にお聞きしたところ、既に先月、譲渡人と公社並びに譲受人、また推進委員と事務局が集まってあっせん協議がされたとのことでした。

その結果、まず議案書の31ページの報告第71号の2から4は、各々が条件が設定されていた2か所の農地を、前に述べましたとおり、あっせん協議の結果、双方が合意し農地法の規定により農業委員会事務局に合意契約の通知がされております。

さらに、25ページの議案第67号の1は、譲渡人の———の2か所の農地を譲受人の公社が買入れ、権利取得したため農地法の規定により届出がされたものです。

このことから、1ページの議案第55号の4は、譲渡人の公益財団法人やまぐち農林振興公社が譲受人の———に売買の権利移動について、これも農業委員会の許可の承認が必要なため申請されたものです。

以上のことから、今月10日、午前、午後に分けて関係者から聞き取り調査をしましたので、そ

の報告をいたします。

資料7、8ページです。

現地は、山口短期大学の北200mぐらいのところと、真鍋開作の先月議案にありましたJAのハウス東側に位置する2か所です。

午前中に公益財団法人やまぐち農林振興公社からお聞きしたところ、先月、譲渡人と譲受人及び推進委員と事務局とであっせん協議をした結果、2か所の圃場を譲受人の——が購入することになったため、農地法の許可の承認がいることから申請したとのことでした。

次に、午後、——にお話を聞いたところ、資料のとおり高齢で息子さんも現地に帰って農業はしないとのことでしたので、中間管理機構に預けてあっせん依頼をしていたところ、使用权を設定した道路向いの——が購入の意向があるとお聞きしたので、——であれば、前回にも説明でこの方が出てきたと思いますけれど、認定農業者でもあり丁寧に維持管理してもらえていることから話を進めたとのことでした。

また、譲受人の——からお話を聞いたところ、認定農業者として現在15町を耕作されて、息子さんと嫁さんのお婿さん、嫁婿に農業のノウハウを教えながら水稻や野菜を生産させておられます。

今回、——の利用権設定していた農地と公社からあっせんされていた農地の売買の話があり、子供たちも手伝ってくれることから規模拡大を考え話を進めたとのことでした。

それでは、農地法第3条第2項の各号許可要件に関する説明ですけれど、議案第55号の4の資料8ページの営農計画書に記載されておるとおり、農機具も十分確保され、息子や嫁婿が手伝うことから労働力も十分あり、本人も認定農業者であることから技術も十分あり、また地域でも人望が厚く現在に至っておることから、基本要件2項の各号の許可要件に全て満たしていると判断します。

皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明は終わりました。

審議に入りますけれども、今、丁寧な説明がありましたけれども、皆さん、御理解いただけましたかね、僕もよく分からないのもう1回確認したいんですけども、まず農業公社を通して中間管理機構を通して貸し借りをしていたものを一旦解約したんですよ、それで解約したものを結果的に今回の譲受人の——が購入されることになったということなんですけれども、その中で中間管理機構にもう1回、この保有合理化事業という名前のもとに移し替えるメリットというのは何があるんですかね。どうぞ。

○12番 一旦、その売買代金を機構が払ってくれて分割で払っていくことができたり、あとは登記

等を代行でやってくれるので印紙代だけで実施する、ここの農政係がやってくれているような、そういう部分。

- 藤井会長 それは公社を通さなくてもやってくれるやろう。
- 12番 公社を通さなくてもやってくれるけど、月々分割で払うというのは公社を挟まないといけないので。
- 藤井会長 それはないわね。
- 12番 一括で払わなくていいというメリットが購入者にはあるということだと僕は解釈します。
- 藤井会長 そういうことらしいです。なるほどね。メリットとしてはそういうことなんでしょうね。だから一旦公社に預けて公社があっせんしたというような形だけで、中間管理機構はあくまでもマッチングできているやつしか受けるはずがないので、そういう利点のためにこうしたという形で、結果的に中間管理機構があっせんしたという形になっているんだらうと思うんですけども、そういう解釈でよろしいですかね。
- 15番 そういう解釈でいいと思いますけど、今、石田委員さんも言われたとおり、私もいろいろと勉強させてもらって、法律のこの18号は何だろうかとか、いろいろとネットで見たら、公社にいったら必ず元の所有者、これでいったら——の農地を公社が買うそうです。売買する。
- 藤井会長 だから報告67号で買うわけですよ。
- 15番 買って、一旦、公社に権利登記が移るそうです。それで登記が移って、今度はいろいろあっせんしていた人、今の——にどうかという、その5人が集まってあっせん協議会という場を設けられるそうです。そこで話を進めて、それでは今まで守りしていたので買おうかということで、売買が成立するというので、今度はそうは言っても農地法に引っかかるので承認の許可を受けるようになるのでということで、これで上がってきたということです。そのぐらいの理解しかしておりません。
- 藤井会長 だから、これは買いたい人はこの手続を誰でも踏めるということなんですかね。例えば代金をちょっと分割で払いたいという意思をお持ちの方はこれに乗っかることができるのでしょうか。
- 15番 恐らく現金でばさっと普通は、いろいろとその話の中で決まるのだらうと思うんですけど、私はそこに立ち会っていないので、法人の方がされたので、ちょっと言うつもりはなかったんですけど、私らがこうして発表するのでちょっと同席していたら状況も分かるし、土地の金額とかという法律で言ったらいけないようなことが書いてあるようにもあるので、幾らで買ったとか個人情報とか何かそこまでちょっと書いてあったので、もうそういうことぐらいしか私は言えませんが。
- 藤井会長 恐らく特に縛りがなく乗っかれるのでしょうから、皆さんも今後、資金に余力のない人

で農地を購入されるケースがあったら、こういうことも検討してみられるように進めていただきたいと思います。

今の件も含めて、この件で何か御意見があればお伺いしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、議案第56号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は9ページからとなります。

議案第56号は農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は1件で、転用目的は自己用住宅敷地拡張です。

受付番号1は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第56号の1は、———が住宅敷地の拡張と進入路を作りたいという申請です。

現地確認を11月12日に中山委員さんと事務局2名とで行いました。御本人さんではないんですが、———と同じ日にお話をして話を聞きました。それについて報告をいたします。

現地は、牟礼小学校から東へ1km程度行った下木部になります。現在、進入路はあるんですが、資料11ページ、左隣の宅地と書いてあるところですが、———、———、この家と共同で進入路を作っていま

す

。

そこで、ちょっと進入路のことが不安になられて、自前の進入路を作ろうということで、この11ページ、縦の部分、これが進入路なんですが、この申請をされたんですが、その申請の過程で無断転用しているということが発覚しまして、一緒に申請をすることとしました。

無断転用の部分は横の部分ですね、駐車場として———が自分でブロックなんかを敷いて広げたということなんですが、そこの隅っこのほうへ農具庫がポンと座っています。置いてあるだけのよ

うな農具庫ですが、——に話を聞いたところ、法律を全く知らないで自分で敷地の拡張をしましたということなのですが、申し訳ありませんでしたということで、今回、始末書を提出されて一緒に申請をされたということです。

周辺の農地には特に影響はありません。

皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第57号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 説明いたします。

議案書は4ページ、資料は15ページからとなります。

議案第57号は農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は16件です。うち1件は追加事案で、本日、机の上に別紙でお配りしております。

この16件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が4件、進入路が1件、太陽光発電設備が11件です。

受付番号1は自己用住宅です。資料は15ページになります。

農地区分は、集団農地面積8.3haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地ですが、施行規則第33条第4号で農用地区域除外手続中です。

受付番号2は太陽光発電設備です。資料は21ページです。

農地種別は、集団農地面積7.8haの農地で、西浦出張所から約320mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3も太陽光発電設備です。資料は27ページです。

農地区分は、集団農地面積7.8haの農地で、西浦出張所から約360mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4も太陽光発電設備です。資料は33ページです。

農地区分は、集団農地面積7.8haの農地で、西浦出張所から約410mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5、これについては議案の訂正が1か所ございます。備考欄の所有権の移転と記載がありますのが誤りで、正しくは使用貸借による権利の設定です。

続けて御説明いたします。

受付番号5は自己用住宅です。資料は39ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号6は進入路です。資料は45ページになります。

農地区分は、集団農地面積5.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号7は自己用住宅です。資料は51ページになります。

農地区分は、集団農地面積63.6haの農地で、牟礼出張所から390mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号8の自己用住宅です。資料は57ページになります。

農地区分は、集団農地面積1.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号9は太陽光発電設備で、資料は63ページになります。

農地区分は、集団農地面積3.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号10も太陽光発電設備で、資料は69ページになります。

農地区分は、集団農地面積7.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号11も太陽光発電設備で、資料は75ページになります。

農地区分は、集団農地面積7.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号12も太陽光発電設備で、資料は81ページになります。

農地区分は、集団農地面積7.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号13も太陽光発電設備で、資料は87ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号14も太陽光発電設備で、資料は93ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.25haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号15も太陽光発電設備で、資料は99ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号16も太陽光発電設備で、資料は105ページになります。

農地区分は、集団農地面積2.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

資料105ページに、他法令、開発許可申請中とありますが、こちらは誤りでした。削除いたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田です。

本案件なんですけど、場所としては、県道徳地線だったかな、今、農協の防府北支所って右田に新しく建て替わっているんですけど、そこからちょっと佐波川のほうに200mぐらい行ったところの場所にありまして、前回6月に自己用住宅を建てたいということで農転の申請が出た場所になります。

今回の申請なんですけど、どういった事情かと申しますと、18ページを御覧いただきたいんですけど、そこに詳しく書いてあるんですけど、当初申請したときの面積が自分が、施主さんが思っていたのとちょっと違っていたということで、改めて今回ちょっとその分の修正をさせていただかないかということでございます。

現地を見に行くと、確かに住宅の基礎の部分から本当に僅かしか敷地がなく、普通、基礎ってベースがあって、そこへ立ち上がりがあるんですけど、そのベースが出てくるのではないかとというぐらい、雨とかでもって土が流れたら泥が洗われて逃げてしまうような状態にありまして、確かにこれでは困ってだろうなと思いました。それで再度申請が出てきたものでございますけど、今回、転用されようとしている土地も御親族の土地ということで、地元委員としては特に何の問題もないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、3番、4番は一括上程でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 では、2、3、4番を一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の光井です。

議案第57号の2について報告をいたします。

資料については21ページから26ページに記載してあります。

本議案は、————が所有する農地を————が取得して太陽光発電の事業として使用する所有権移転の議案であります。

場所につきましては、JA西浦ふれあい支所の東側、笹川地区の中にあります。現在、当地区ではもう10の発電設備が稼働しております。それから建設中のものが1つほどあります。

現地調査のほうは、11月11日の午前中、事務局の方2名、それから小委員長の木原さん、そして私の4名で行いました。

地権者ですね、農地所有の方への聞き取りにつきましては11月9日から11月13日の全て午後に行っております。

西浦にお住いの方につきましては、直接、本人のお宅へ出向きまして、それ以外の方、いろいろと東京の方とかいらっしゃるんですけど、それについては電話でお話を聞いております。

その結果、——という方がいらっしゃるんですけど、————が所有されている農地はもう何年も作付がしてありません。今後どうされるのか聞いたんですけども、今後も農地を利用することは全くないと、もうそういう返答でした。それから——ですか、この方については今年も水稲が作付してありました。管理のほうはお母様が全部やられておるということで、田植えはもう人にやってもらっているんですけど、田植えの植え直しから肥料を振ったり、水の管理、その他草取り、それら全部お母様がやっておられたようです。話を聞いてみますと

、————。だから、大分、母も年を取ったということで来年はもう作付はしないと断言されました。

それから、この中で作っておられるのは、——という方がいらっしゃるんですけど、この方は自分で水稲を作付されて全て管理をやっておられました。それから、それ以外に農地が大分あるんですけど、それ以外の農地は————が全て管理を任されて、今年も水稲の作付をされておったようです。

しかしながら、年とともに最近では体調も悪くなって、特に問題があるのは機械の調子がもう悪くて、かなり修理代がかかるようになったということで、今年も田植えの真っ盛り的时候に田植え機

は調子が悪い、何か植付けが物すごい悪いということで、修理のほうを依頼されたんですけど、もうこのスタイルは、聞いた話ですけど、部品がもうないよというふうで、だったら何かいい掘り出し物はないかというので、急遽、買われたようなことを言っておられたようです。

そういうことで、今までは農地のほうの管理を依頼されていた方についても、もう私もあまり長くはやれないから何かいい話があったらどうにかしておかないといけないかもしれないねということをお伝えされていたと、そのようなことを言っておられました。

こんなときにこの事業の話が持ち上がりまして、これを機に皆さん話し合われて、もう農地を手放したほうがいいんじゃないかと、1人の方になんぼでも作ってくれっていうのも御苦労なことだから、なかなか言われぬねということで、この農地を手放すことにされたようです。

それから、今回、この土地を購入される—————ですか、この方とは11月10日の午後、私の自宅に来てもらって取得後の管理についてお話をしました。—————のほうからは—————、それから—————、—————は第3号議案に関係するんですけど、それから工事責任者の—————、この3名に来てもらって、特にこれから問題になるのが水路の件と言いますか、水路の管理が問題になると思うんですね、そこで1時間程度お話をしまして、話し合いの結果につきましては、取得した土地、これに接する水路の管理については責任を持って購入した業者、私たちが実施するから安心してくれというような回答をいただいております。

とりあえず5月中に1回掃除をやられまして、それから9月頃、また状況を見まして問題があるようなところがあったらやるということで、農業委員である私にも時々覗いて水路のほうを見て悪いところがあったら指摘してくださいというようなことを言っておられました。特に地元の方に迷惑をかけることはやらないと、そういうことを言っておられました。

続きまして、議案第57号の3について報告します。資料については27ページからになります。27ページから32ページの間に記載されてあります。

本議案は、—————が所有する農地を—————が取得して太陽光発電の事業として使用する所有権移転の議案です。

場所は全く先ほどと同じ笹川地区ですね、この中にあります。

現地調査につきましても、先ほどと同じ11月11日、午前中に先ほどと同じメンバーで行いました。

地権者、地主の方への聞き取りにつきましては、11月10日から14日にかけて先ほどと同じく西浦地区方には全て本人さんの家へ出向きました。地区外の方については電話でお話を聞いております。

—————の農地はここだけでは植えてあったんですけど、これも先ほど言った—————が水稻作付をされておりました。それ以外の土地は全てもう長い間、耕作は全くされておられません。

かなり荒れて、今はかなり花がいっぱい咲いているという、セイタカアワダチソウですかね、何か花がいっぱい咲いているような農地ですね。

特に皆さんが耕作されないことについては、皆さん同じようなことを言っておられます。特に年を取ってもうできなくなったとか、家族の中に農業をやってくれるような者がいないとか、地区外に住んでいるのでここまで出向いて管理することをようやらんと、こういったことですね、それから特にここら辺に知り合いがないので管理をお願いする方も誰に言っているのか分からないから困っていたところというようなことを言っておられました。今後につきましても、農地の利用、これは皆さん農地として利用することは全くありませんと言っておられました。こういうときにこの話が持ち上がったということで皆さんでお話になられて、現在の農地を手放すというか、そういうことを決められたようですね。

売却後の管理につきましては、先ほども申したとおり————のほうが責任を持って実施するということが問題はないと思います。

なお、————と————はグループ会社で、————が土地の心配をやって、それから————のほうは施工、管理、売却ですか、設備の売却のほうをやっておると、1つの会社と思ってもらったらいいいというようなことを言っておられます。

続きまして、議案第57号の4について報告をいたします。

資料については33ページからになります。

本議案は、————が所有する農地を————が取得して太陽光発電の事業として使用する所有権の移転の議案です。

場所につきましては、先ほどと同じですね、2号議案、3号議案と同じ西浦の——の地区の中にあります。

現地調査につきましては、先ほどと同じメンバー、11月11日の午前中に行っております。

農地所有者ら地権者への聞き取りは、11月10日から11月14日にかけて、先ほどと同じく地元の方については本人宅へ出向いております。それから地区外の方については電話でお話を聞いたということです。

この議案に関する農地も全てが長い間、農地として利用されておりません。お話を聞いた感じで全ての方が今後もこの農地を農地として使用することはないと断言されております。

農地を利用しない理由については先ほどとまた同じですね、高齢である、年を取った、家族の者が全く農業しないとか、地区外とか、そういうようなことがあったようです。こういうときにこの話が持ち上がったということで、先ほどと同じく皆さんお話し合いになられて手放すことを決めたと、こういうことを言っておられました。

なお、売却後の管理につきましては、先ほど言ったように購入業者のほうが必ず責任を持って実

施するというで一応安心はしておるんですけど、やってくれると思います。

以上で報告のほうを終わります。皆さん、御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 すみません、12番、石田です。

最悪の事例だなど思いながら聞いていたんですけど、地元の方がもうどうしようもないからということで移転合意はできているということでもうしようがないかなと思うんですけど、防府市農業委員会始まって以来の最悪の議案だと思うんです。農地を守るという大義のためにある農業委員会がこんな議案審議しなければいけないんだなどと思って聞いておりましたけど、やっぱり所有権が幾ら個人であるとは言え、個人の自己責任に全部かぶせている今の法体系、社会ルールであればもうこうなっていくしかないのかなと思うんですよね。

また、江戸時代は殿様も何か地域の共有財産だったはずなんですけど、たった150年の間にこうまで何百年と守られてきた、ここは開拓ですかね、何百年かどうか分かりませんが、そういった農地を我々の世代がこんなふうは無駄に潰していく、先人たちも後世に残される人たちもどう思うのかなと、これは自然環境のためみたいに、この議案書、参考資料のほうには太陽光発電による自然エネルギーで社会に貢献できるというふうに書いてあるんですけど、確かに国策では循環型のエネルギーというのを推進はしていますが、結局、太陽光発電は本当に貢献しているかというのと、最大発電量のバックアップの分をほかの発電でカバーしているから保険をかけておかないといけないので、コスト的にも物すごく高くなるし、結局、廃棄するときのちゃんとしたルールも、まだ技術も確立されていないし、本当に社会貢献になっているのかと、しかも電気代は周りの人からプラスアルファで徴収しているわけで、本当になっているのかという視点で考えると甚だ疑問だらけだと思うわけなんですけど、今、お聞きして果たして本当にこんなことが許されていいのかと思う気持ちでいっぱいです。やっぱりこういった広大な農地の中に1か所突破されるとこうなってしまうんだなど、最悪の事例ということでいい勉強になったなとつくづく思いました。

質問じゃなくて申し訳ないんですけど、僕はもう1回共有財産に戻すとか、公的な部分から考えていけないといけないし、こういう事例があったということでいいモデルケース、やっぱりある意味これはモデルケースだろうと思うので、ぜひ会長会議の会議とかでも報告書とともに、こうなってしまったわというようなことで、ちょっとそういうふうな所有権の在り方も含めて、ちょっと私も携わる身なんで言いますが、そっちのほうでね、話し合っしてほしいなと思う気持ちがあります。ちょっと紹介になりましたけど申し訳ございません。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。

ちょっと一応確認なんです、この開発で残された農業者というのはおられないですよ。この区画で残された耕作を行う農業者はおられないですよ。誰かおってですか。

○9番 ここでもた言うと、ちょっとまたあれなんで言いにくいですけど、もう水面下で全て、今、推測ですよ、私はこの中に土地はないから分からないですけど、もう水面下で全部ばりばり仮契約とか済んでいると思います。この一地区の中は全て。だから、悲しんですけども来年度は水稻の作付はまずありません。この一地区の中には1件も。まだやろうかという方もいらっしゃったんですけど、これはもうあれだけあれなんだな、駄目だなという方もいらっしゃるし、また考えが変わってこれはもう来年は植えようという方もいらっしゃったんですよ。だけどまた方針が変わって、やっぱりもう来年は年を取るからやめるべきかなとか、そういうふうなんで、もうええようにはなりませんけど、来年は作付は1件もないはずですよ。

○6番 それでは、ちょっとこの上流のほうの華西中のほうに池があったと思うんですが、華西中、反対側ですよ、これね、反対まであるから、あそこ華西中のところの池を使うんですよ、水は、もともとは。

○9番 昔は一地区というのが中学校側にもう1個あるんですよ、今、荒れているが、その隣に一があるんですよ、今、中学校のところにあるのは——の池なんです。昔は私も若いときありましたから、あの辺作りよったんですけど、あの頃は水の供給が間に合わないから、ダムからだから、だから週、この水路は火曜日、この水路は水曜日とか、そういうふうに分けてやっていた農業が盛んだった地域なんですよ、秋にはダムの水も足らなくなるから、あの向こうに環状線ですかね、台道に行くいい道ができています、————、あそこにポンプ小屋というのがあって、秋に水が足らなくなったときにあそこから300ぐらいの別のパイプがあったんですよ、——に送り込んで、それだけ盛んに農業をやっておった地域なんです。遊んでいるところは何もなかったんですよ。

しかしながら、何かそげてこういうことになったと、何かというのはちょっと私は分かりませんが、こういう結果になったですね、悲しいけれども、もう水稻をやる人はいなくなったということで、そういう状況です。

○6番 そしたら、一応、これ周辺農業に対する影響はほぼないというふうに考えていいんですね。

○9番 ありません。

○6番 ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに御意見があればお願いします。ございませんか。

今回の件はたまたま全部の農地がこういう状況になるというので、残された農家からの苦情がないような状況だから特に御意見もないんでしょうけれども、一番最初に池田委員がおっしゃったように、見るからに形のいい農地はこういうふうになくなっていくというのは本当に残念だなという

ふうに思いますけれども、私としては石田委員が言われたように、どういった形で、守らなくてはいけないということも分かるんですけれども、これは国が考えてくれないともうどうしようもない問題で、一農業委員会で意見、お願いは国にこれから要望していかなくてはいけないんですけれども、今どうこうできる問題ではないのかなというふうに思っています。

県全体のほうでも言いたいところなんですけれども、こういう形で一番最初に進んでいる県というのが県内では平生町が一番多いのかな、見るからにこんな形のいい土地が並んでいるところなんですけれども、やっぱり水の便が悪いということでどんどん耕作者が減って、現状になって、みんな渡りに船に乗っかっているというような感じなんです。

だから、今回の件でも、今、説明を聞いて思ったんですけれども、皆さん高齢化で当然農地、農業を維持できないからどうかしなければいけないという思いを持ちながら、ぎりぎりのところまで踏ん張っておられた地区だと思うんですね、少なくとももう少し早い時期に担い手の1人でも育ておれば、そちらに任せようかという流れになった可能性の大きい地域だと思うので、今さらながらに担い手のあっせんできなかった私ら組織にも問題があるのかなという思いがあって、現時点で農業委員会としてできるのは今後ともこういうのが出てこないように、早急にほかの農地でも担い手確保に向けて力を注いでいく必要があるのではないかというふうに反省したところなんですけれども、何か皆さんほかに御意見があればお伺いしたいと思いますけれども。はい、どうぞ。

○16番 すみません、16番、原田です。

今回のこの農地をずっとさっきから地図を眺めていたんですが、大体一筆の面積が1,300、1反ちょっとですよ、ということは昔からこの農地でずっと農業をやられていたんだろうと思うんですが、これを農地としてずっと生かしたいのであれば、もっと早い時期に圃場センターとかというようなことをやって、大きな農地にしておかないとなかなか担い手も見つからないと私は思いますね。

これは山口県の農業政策の中でどうにもならない部分があるんですけれども、山口県は農地のうちの70%が中山間地域と言われています。私もう今、集落営農になっていますけども、大体、中山間の農地の平均面積といたら2反を切っているんですね、やっぱりそれでも担い手としても多分、任されてもとてもじゃないけどやっていけないというような話をよく聞くんです。

だから、少なくとも農業を続けていくと、あるいは続けさせたいというならば、1つの圃場は最低でも30aですね、特にこの西浦地区だったらある程度、広がれたと思うので圃場整備をしてもっともっと大きな農地が確保できていれば、恐らくこんな形にはならなかっただろうと、あと大体こういう形になるのは、特に土地利用型だったら、もう水稻だったら絶対に水ですよ、水ができないところで水稻はできませんので、そうするともう畑作物しかない、麦か大豆ぐらいしかないんですね、だからやっぱりこれを見るとみんな千幾つで、中には1反を切っている圃場が随分たく

さんあるので、先ほど石田委員が非常に残念だというお話をされましたけれども、今までのこういった農地の管理、選択がこういう結果になったんだろうなというふうに私は思います。質問ではないですけど、ちょっとそんな感じがしたので言わせていただきました。

以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見はございませんか。

○12番 ありがとうございます。原田さんから、今、非常にいいお話があったと思うんですけど、圃場整備のほうは結構、県内、結構、山口県は進んでいるほうなんですけど、ちょっと今まであまり本気で実際に取り組んでこられなかったということで、台道は————さんが物すごい一生懸命汗かいてくださって、ああいう形になったので安心な形が作れているんだなと思って羨ましく思っているんですけど、今、奈美でも進んでいる、実際に工事も始まっていますし、その他の辺も工事が始まったら何とか私らも考えないといけんねという話が出てきているみたいで、うちの地域もアンケートを取ったりとか、事業にも入っていますし、大崎地区も今度ちょっと道路が走るんじゃないかという話もありますけど、それに合わせてできたらいいねという話も地元で進んでおります。

ちょっと何が言いたかったかと申しますと、やっぱり農業委員が将来こういうことになるんだと危機を地元で訴えて、なかなか、今、昔みたいに農業者同士の集まりというのが少なくなっていると思うんですけど、去年はちょっと人・農地プランの実質化というのがあったと思うんですけど、ああいうのを1回だけで終わらすのではなくて、やっぱり行政や農協も巻き込んで、こういったようなのは毎年やって、将来どうしていくのかというのをみんなで話し合う、これをやっぱり引っ張っていくのが農業委員の務めであると思うので、ぜひそれぞれの地域で頑張っていたいただきたいと思う次第であります。よろしく願いいたします。

○藤井会長 ほかにございませんか。

今いろいろな方が御意見を発言されましたけれども、御意見がないということで、皆さんそのとおりだと思いだらうというふうに思います。現状をほって置いたらこういう状況になるんだということを皆さんが持っていて、今後、農業委員会が何ができるか、大体、方向性は見えてきているんだろうというふうに思いますので、委員会全体として汗をかいていけたらと思いますので、これからも協力をお願いしたいというふうに思います。

そういうことで、この件は採決に入ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第57号の2番、3番、4番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

議案第57号の5について説明します。

資料は39ページからになります。

場所は、40ページ、次のページにありますけれども、航空自衛隊北基地の東側になりましょうか、目印というか目ぼしいものとしては華城児童公園がありますけれども、それから約200mぐらい南に寄ったところでございます。

本件は、————が所有する農地、田んぼですが、332m²を————が自己用住宅を建築するというので転用の申請があった事案でございます。

現地確認及び関係者との面談を9日に、また事務局及び木原委員と現地調査を11日に行いました。

————は申請のあった農地に隣接して————が居住する家を建てられておりまして、今後、隣の田んぼに家を建てられると3世代で居住されることとなります。現在、————で近くのアパートに住んでおられるということでございます。

一応、現地調査をしましたところ、41ページの申請地201-5のところですけど、道から入って行ってずっとすぐ側のところに砂利を敷いて車庫を作っておられて、これ木原委員から御指摘があったんですけども、無断転用ではないかというようなことで、一応、行政書士の————のほうに事務局のほうからお願いをして始末書を出してもらおうということにしております。

それから、もう1点、43ページのほうですね、ちょっと図面が付いていますが、そこを見ますと————は394.39m²ということになっていまして、公簿とかなり違いがあります。どうしたのかというので、これが無断転用のあれかなというふうにも思ったんですけども、どうもそうでなしに非常にレアケースだそうなのですが、当時、ここの地籍調査をされたときに分筆の問題が出て、それをやっているときに分筆は全体面積から————を引いた残りの面積を入れたということで、数字が合わないんだというようなお話でございました。ちょっと私もレアケースということで、土地の問題についてはかなり詳しいつもりでおるんですけども、ちょっと理解はできておりませんが、事務局のほうから一応、事務局のほうに説明に行ってもらって、差額は国勢調査のときの誤差によるものだということで説明があったようでございます。

したがって、私としては、よく今頃パトロールの関係で無断転用が非常に問題になっておりますので、今後またこれがおかしなことになっていけませんので、これだけの誤差のある事案については実測は幾らですよというようなことで括弧書きか何かで書いて、これだけの面積について転用を認めただというように事務局のほうに、ひとつぜひやっってくださいというお願いをしてお

ります。

もう1点、ちょっと先ほど——のほうからお話がありましたけれども、所有権の移転というふうになっていましたが、——にお話を聞きましたら使用貸借だということで、私もちょっと親が知らないのを、生前贈与するんだというおかしなことをされるなというふうに思っていましたら、事務局のほうが行政事務所のほうが間違いましたと、すみませんということでしたので、これの差し替えもしてもらっております。

あと、農地法の許可基準については39ページにありますように第2種農地です。また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性、これらについても許可基準に該当すると判断します。

皆様、ひとつ御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 引き続き、小山です。

議案第57号の6につきましては、先ほど自己用住宅の転用がございましたけれども、そのすぐ近くでございます。距離にして100mあるかないかぐらいのところにあります。一応、場所としては46ページに出ておりますけれども、道路の側でございます。

本件は、——という方が持っておられる田んぼを進入路として——が建売住宅の分譲地の進入路として転用するという申請でございます。

現地確認は、——との面談は先ほどと同じ9日に、また事務局、木原さんとの現地調査を11日に行いました。

——に話を聞きましたところ、今年の7月に、これは平成5年だそうですが、——という方が農地の転用許可を受けて資材置場として使われておったところを購入して、このたび7戸の建売住宅分譲地を造成されるという事案でございます。面積は2,175m²であります。

47ページに地図が付いておりますけれども、ここで上のほうの真ん中に——というのがございますけれども、——の所有になっている宅地は購入できなかったというようなことで、——の北側と言いますか、地図で言えば上側が道路になっているんですけども、そちらからの侵入ができないというようなことで、こちらの、一応、これは市道になると思いますが、ここから進入路を取らないとこの分譲地には入れないということで今回の申請があったものでございます。

一応、——にお話を聞きますと、まだ50歳前後の方でしたけども非常に意欲満々で、自分のところの飯米ぐらいしか作らないというふうなお話でございましたが、まだまだ十分やっていきたいというお話でございましたけども、先ほどのような事情で、ここの進入路を作らないことには——の土地が使えないということで、そういった事情を酌んで譲られることに同意されたということです。

ただ、この地図でいきますと、—————については、一応、この分譲の計画予定地から外れております。どうも、行政事務所のほうの話によりますと、ここは道路予定地ということで開発許可の範囲に入らなかったということのようでございます。この土地については、多分これは県道だと思っておりますけども、市内循環線がございますね、あれの予定地だというふうに私なりに、まずまず間違いのないと思いますけども、ということでこれは残っておりますので、これ県道であれば今の財政状況からすればいつここが工事に入るようになるかは分かりませんので、その間は一応もうこの土地については——は——に譲ると、——はそこを稲作、要するに田んぼとして使うということをお考えのようでございまして、ほとんど交換としてやってもいいような事案ですけども、一応、最終的にどうなるか分かりませんが、税金問題で若干——のほうの土地が多いんです、そういうことでちょっと交換は無理かなというふうに思いますけども、————はただであってもいいと、それだけ貴重な——の進入路でございますので、そういったような話をされておりました。

そういうことで、——としてもそんなに不利益になるようなことはない、農協にお勤めのようなことでございまして、非常に理解のある方でしたから、そのようなことで話が進んでおります。

一応、説明は以上です。

あと、農地法については特に問題はないのではないかなというふうに思っております。

それと、もう1つ、——はここ以外に自宅の前のほうじゃないかと思いますが、僅かながら2枚の田んぼを持っていると、2枚とか2反ぐらいと言われてはいますが、田んぼを耕作しているというふうなお話でございました。

以上です。皆さんの審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。

議案第57号の7は、——の土地に息子さんが自己用住宅を建てられるという許可申請です。

11月12日、11時から現地確認を事務局2名と石川委員さんと私の4名で行いました。16日に——と電話で、また——行政書士さんにもお話を聞きましたので、その調査報告をいたします。

場所は、資料の51、52ページを御覧ください。牟礼南小学校の約200mぐらい東側のほうになります。事業計画書にありますように、現在、実家住まいで人数が増えて手狭になったので自己用住宅を建築されるということです。また、今後も農業を手伝うためにこの土地を選ばれたとのこと。

汚水の排水は合併浄化槽で処理して農業用排水路に放流となっています。水利総代の——が近くに住んでおられまして、——の許可が取ってあるとのこと。

この地域は急に最近ですけど住宅が増えてきておりまして、近隣への配慮もしてくださるようお願いしました。業者の方が施工前にはきちんと挨拶に歩かれるとのこと。

また、51ページにありますように、第2種農地であり牟礼出張所から約390mとのことで、地元委員としては問題はないかと考えております。

皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件なんですけど、玉祖地区の放光の会館の近くの——所有の農地を——が取得し自己用住宅を建てようとするものです。

事情を伺わせていただいたところ、この譲受人のほうの——、家を建てられるほうなんですけど、こちらの方が御実家がこの近くにあるということで、今は高井に借家を借りて住んでおられるそうなんですけど、ちょうど実家の近くでどこかい土地ないかなと思っていろいろ探っていたところ、ちょうどここは宅地が隣にあるんですけど、この農地の隣に、いい宅地があるなと思って、ここがいいなと思って地主さんに当たったところ、隣の畑も一緒じゃないと売らないということ

で、地主さんのほうはもう防府市内に親戚とかが全然なくて、ここの畑が今までも放置状態になっていて、本当に狭いところで、今後、畑として使うことも難しいだろうなど、現地も会長と一緒に見に行かせてもらいましたが、そう感じたところでした。そういうことで、ちょうど両者の合意ができて売買ということになったようでございます。

ちょっとこれ事務局で説明してあげてもらっていいですかね、入っていますかね、参考資料で、改良区の水利組合の同意というのが62ページにはないんですけど、ちょっと事情を説明していただけなら。

○事務局 そうですね、訂正資料のほうに、追加・修正のほうに入れております。

○12番 ごめんなさい。横書きの後ろのほうにあると思うんですけど、この訂正資料の下のほうの表に——という方が地域の管理組合で同意が取れております。

委員としては特に問題はないのではないかと思います。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 ——のがもう出ているということやね。

○事務局 はい。

○藤井会長 説明は終わりました。

審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

資料は63ページからになります。

場所は航空自衛隊北基地の今度は北のほうになります。ヘスティア華城さんのすぐ側でございます。100mぐらい西のほうになります。

本件は、4人の所有者、面積が農地8,232m²を—————が購入して太陽光発電を設置して親会社の—————に売電するというところで、転用申請の許可事案でございます。

5人のうち、一応、——が田んぼを作っておられるということでお話を伺いました。ちょっともう資料にもありますけれども—————高齢で、—————、息子が側にずっといてやっていくような状態で今まで耕作をしておったというようなことでございました。あとの田んぼは全く耕作されておりません。

どうも話を聞いてみますと、たまたま——のところが西側になるんですが水路がありまして、その水路が非常に老朽化して水漏れをするということで、何もしなくても田んぼに水が入るといようなことで今まで作ってきましたということでして、どうもここは非常に水路の流れが悪くて水の問題で耕作をおやめになったということで、相当前からもうみんな耕作をされていないようでございます。

その辺ちょっと、——のすぐ隣の田んぼは委員の木原さんが野菜のハウスを5棟建てておられるところでございます。木原さんにも話を聞きましたけども、しょうがないかなということで、もう1つ、この道路を挟んで西の方側にもずらっと太陽光発電が既にもう設置されております。

もうそこは防草シートもしてあって、きちっと整理されているんですけども、今回の場合はどうも防草シートはしないと、年2回の草刈りはしますと、あと水路の問題は水利組合長さんと話をしてちゃんと管理は協力しますというようなお話でございました。

太陽光発電というのは、ちょっといろいろ石田委員のほうからもお話がございましたけれども、私もやむを得ないのかなというふうに、特にこの場合はさっき会長さんもおっしゃった水の問題がありまして、耕作には非常に難しいということで長いこと放置された田んぼがございますので、保全管理だけはきちっとやっておられるようでもございましたけども、皆さん後継者もおられず高齢化されるということで管理には非常に困っておられるような状況ですので、今回の話というのはやむを得ないのではないかなと、特に耕作をされていた————、私もほっとしておりますというようなことを奥さんおっしゃっていますので、そういうことで今回の転用もやむを得ないのかなというように思っております。

以上です。

この後からの牟礼のほうでも、この————はおやりになっていて、市内でもあちこち大々的に太陽光発電を設置されているということで、特に問題はないかなというふうに思っております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。どうぞ。

○12番 12番、石田です。

これは北基地のすぐ側なんですけど、2日前ぐらいに第2宇宙作戦隊というのが防府に来るといことで報道があったと思うんですけど、この申請のほうが先だったのしょうから、事務局も何も考えられていないかもしれないですけど、先般、昨年ですかね、重要土地規制法案というのができて、基地周辺のそういう国防上、影響がある土地とかを取得するときに事前に届出がいるんだったかな、ちょっと内容は、今、突然に思いついたんで言えないんですけど、そういうことによって法律が通っています。

今後、注意していただきたい、こういう申請が出たときによく調べてほしいんですけど、特にこの太陽光の会社なんかは中国資本が入っているところがかなり多くて、国内でやっている会社で、今、中国マネーというのが日本なんかずっとデフレで経済が停滞していますけど中国はずっと昇り続けていて、もうお金で圧倒的に打ち負かされているので、かなり日本の困った人のところに中国資本というのが入り込んでいるので、その辺も含めてちょっと、執行部とも含めて、せっかくそういう話になっているのにこの周りの土地を全部中国に買い占められているよということになれば大変なことだろうとも思うし、しっかり連携を取ってやっていただきたいなと思いますのでよろしくお願いたします。

今回は、多分まだそこまでのお話になっていないんだろうし、出たのが先だったんだろうと思うし、この会社がどうかというのは僕も知らないんですけど、その辺の情報開示をどうするのかとか、どこまで情報を求めるのかとか、結構よその市でもそういう中国資本が入ったところが、美祿なんかでちょっと話題になっていましたですかね、開発して太陽光、確か美祿だったと思うんですけども、それも結構国内でもよくあるみたいなんで、事務局、ぜひしっかりとやっていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

○藤井会長 そうですね、やっぱり事務局サイドで分かるか。

○12番 分かれば。

○藤井会長 単独では無理かもしれないから、それこそ防衛省とか何とかと連携を取らないと。

○12番 そうなんです。その辺をやってくださいということを行っているんです。ちゃんと聞くなりね、今後、申請が出たときに。

○事務局 すみません、今おっしゃった内容についてこちらのほうに特に文書等で通知等をいただいておりますので、把握しておりませんでしたのでちょっと確認はしておきます。

○12番 そうですね。防衛省とかね、その辺のところとしっかりと話して適切な対応を取って、いつもやられているかとは思いますが、お願いします。

○事務局 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

まだまだ続くので、ちょっと休みましょうか。ちょっと10分ぐらい休憩を取りましょう。よろしくお願いたします。

午後 3 時15分休憩

午後 3 時25分再開

○藤井会長 それじゃあ再開しますので、着席をお願いします。

それでは、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第57号の10は——と——の農地を——が譲り受けて太陽光発電施設を建設したいという申請です。

このお二方、先々月ぐらいから毎月出てくる方なんです、引き続き農地を取得をしたいと言いつちあったんで、その続きだろうと思います。

現地確認を11月12日に中山委員さんと事務局と一緒に行いました。

また、——とそれから——行政書士と11月15日にヒアリングを行っています。その結果を報告いたします。

現地は農業大学校から南西300mぐらい行ったところに、上坂本にあります。資料は69ページから。この辺り、先々月から少しずつこの会社を買って広げていっているんですが、譲渡人の——も、それから——も高齢で、——は農業をされていたんですが農業を縮小するということで、1町だけにすると言われていました。それから、——のほうは、もうずっと耕作をしていないということで、今後も保全管理が難しくなっているんでということで、今回の話に乗るといふことにされたようです。

現地は、日当たりがよく太陽光発電には最適なところというふうに会社のほうは言っていました。それから、周辺についても説明をしたということです。それと、この会社はまだ市内には太陽光発電施設は持っていませんが、今、計画中、それから建設中のところがたくさんございます。

それから、周辺の農道、水路についてですが、管理をしていくという返事を頂いています。年2回、6月と9月頃に自社または業者を雇って草刈りをするということで、中も防草シートを敷きませんので、草刈りで対応していくということで、そのときに一緒に水路の掃除をするというふう聞いております。

それから、この地域は、先々月に出了ところが水稻が植えられていたんですが、そのほかは耕作されておきませんので、もう全部保全管理の地域で、周辺農地への影響はありません。

皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

続きまして、11、12、13、場所がほぼ同じですから一括で上程させていただけたらと思います。

地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案57号の11から13について説明をいたします。

ここは資料15ページからですが、ここが一番見やすいと思いますが、この真ん中から下辺りが.....（「75じゃないんか」と呼ぶ者あり）75ページです。すいません。11から13になります。

-----の農地を-----が譲り受けて太陽光発電施設を建設するという事なんです、現地確認を11月12日に中山委員さん、それから事務局と一緒に行いました。

それから、-----については、11月14日にお話を聞いております。会社のほうとは11月15日に行政書士も併せて話を聞きました。

現地は農業大学校から南へ500m程度行った牟礼下坂本にあります。坂本団地の入り口の道の両側になります。

譲渡人の-----は、ともに高齢で耕作は行っておりません。保全管理だけは行っておりますが、一番、今回多い-----については、-----、管理ができなくなったということで、この方は京都でお住まいなんで、残ったところは公社で管理することなんです、この土地全部を公社に任すと大変な費用がかかるということで、今回、譲ることとされたようです。

それから、-----についてなんです、その75ページの地図でも分かりますが、一番下の、87ページのほうが分かりやすいですが、緑で囲まれているところが-----の土地で、その上、周りに斜線が引かれているところが-----の土地ですが、この斜線の引かれているところが転用が済んでいます。実は、ここ草地ということで、草をずっと取ってきて、最近まで取っていたと思うんですが、私ちょっと勉強不足で知らなかったんですが、草地は転用になるそうですから、農地ではないということで、転用をされているということです。

これ、農大が草地として使っていたんですが、-----が言われるのは、牛が減ったからもう要らなくなったと言われたということなんです、ちょっとどうなのかなと思ってあそこへまた施設を集めるのにと、農大に聞きました。そうすると、草を集める機械を置いちゃった倉庫のところへ建物が建ったんで置場がなくなった、それで草は今後は買いますということで、何かちょっと変な話だな、変ですねと言ったら何がねと言うてじゃから、それ以上は言いませんでしたが、最初の話と方向性がちょっと違うような気がします。

ここは、もう転用が済んでいますんで、ただ、——はこの——の土地が売れるときには言ってく
ださい、私も一緒に売りますからというふうに約束をしていたということで、今回——から話があ
って一緒に話に乗ることとされたようです。

周辺の農地、水路、農道の管理は年2回、先ほどと同じでしていきますということで、周辺の説
明も終わっているようです。周辺の農地への影響は特にはありません。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。

御意見のある方はお願いします。

これでこの道で挟まれちよるところは、これはいずれ全部転用される可能性、太陽光になる可能
性があるんですね。農地が残らないちゆうことですね、ここも。

○2番 ここもそういう形で動いていると思います。

○藤井会長 何か御意見ございませんか。

よろしいですか。わやじゃけど。

特に御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11、12、13、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明お願いします。

○12番 12番の石田です。

本案件なんですけど、右田の上河原、佐波川の土手のすぐ下のところになるんですけど、看護学
校とかあるあの辺りから入っていったところなんですけど、796m²の——がお持ちの農地を、
これ間に——という会社が入っていますよね、そこが仲介して広島にお住まいの——、この
方が買われて太陽光の転用をされようとしているものでございます。

いろいろお話を伺ったところ、——なんですけど、今回太陽光をやるのがこれが初めてとい
うことで、間に行政書士とかこの——というのが入っているんですけど、間の手続きは全部、地
元説明とかも含めてその方がたしかやられているんですけど、ちょっといろいろと聞き取りする中
で、事務局のほうで地元への説明であつたりとかを聞いていないですよみたいな感じでちょっと言
われたんで、これはおかしいなと思ったんですけど、日頃あれだけお願いしているのだから、結局
は、——のほうはその辺の説明はしていますと業者からは聞いたらしいんですけど、ちょっと本
当にしてあるのかどうか確認が取れませんでした、した人物とは。私も話せなかったんで。

草の管理なんかは防草シートをやりますということで、草刈りは、この方、広島で近いので、自
分で行ってやりますと、そこはちゃんと責任を持ってやりますと。地域の方とかともちゃんといい

関係を構築したいということをおっしゃられていましたので、話す限りでは大丈夫なのかなとは思いました。手の行き届く範囲、隣の県ですから、かろうじて行き届く範囲なのかなと思いました。

ここの農地も作られていないような感じのそこなので、しょうがないのかなと思っています。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

御意見のある方はお願いします。ございませんか。

御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番、承認いたします。

続きまして、15番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案57号の15は、———の農地を———が譲り受けて太陽光発電を建設するという申請です。

現地を11月12日に中山委員さんと事務局と一緒に現地確認をしました。

それから、それぞれのヒアリングなんですが、———行政書士が両方どもの代理ですということでしたので、代理人契約をしましたということでしたので、11月15日に行政書士からお話を聞きました。

その結果について報告をいたします。

現地は牟礼中学校から北のほうへ300mぐらい行った牟礼敷山にあります。新幹線のすぐ横になります。

今、きれいに管理はされているんですが、もう耕作はしていないということです。それから、ちょっと来ておくと、周りが全部山ですので、すぐ山になるようなところなんです。ぐるっと囲まれています。高齢でもう耕作ができないからということで、相手を探していたところ、今回、———と話がまとまったということです。

———については、全国で発電事業を展開しており、適地を探していたということで、今回、話がまとまり譲り受けることとなりましたということです。

草対策としては、防草シートを敷く予定にしているそうです。それから、周辺の草刈り、それから溝掃除等については、自社で行いますということでしたが、将来、ちょっと変なこととか、ぼろっと言うちゃったんですが、転売する可能性がありますということで、転売するときには、必ずそれを申し伝えますということです。太陽光発電の会社は、造ってそれを売るというのもよくあるように聞いていますので、そういう計画なのかなとは思いますが。

周辺の農地については、今言いましたようにここはぐるっと山と新幹線に囲まれていますので、

特に影響はありません。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。

御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。

承認頂ける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、承認いたします。

続きまして、16番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田です。すいません、本案件なんですけど、ちょっと長くなりそうだと思うんで、先月も出てきていた案件なんですけど、よろしく願いいたします。

先月と同じ説明になりますけど、本案件なんですけど、今、別紙に机の上に訂正で置いてあるこちらの議案になります。横書きの。京都にお住まいの——の田んぼを——が取得して太陽光発電を設置しようとしている案件です。

先月ちょっと、皆様、お休みの方がいらっしゃったかどうか分からないので、もう一回説明させていただきますと、現地は上右田の農協のほう、北支所の右田ヶ岳側に100m程度入ったところであります。今まで京都にいらっしゃる——なんですけど、御親戚がこの近くにおられて農地の近くにおられて、その方がずっと草刈りを長年、もう何十年かやられていたそうです。結局、譲渡人の——の御主人様がお亡くなりになられて遺産相続の処理をするときに、何か農地が出てきたねという話になって、農地があることは知っておられたんでしょうけど、それが誰が管理していたかとかそういったことも一切御存じなかったそうです。なので、農地があっても二度と作れないんで処分してくださいと、遺産相続をお願いしている弁護士さんだったか、その方をお願いしたら太陽光の会社を紹介されてこういう申請が出てきているということです。

先月もお話しさせていただきましたけど、ちょっとまた別にまた資料がこうやってクリップに留めてあるやつがあると思うんですけど、ここに事務局がこれを用意してくれたんですけど、今までの経緯が書いてあります。ちょっと簡単に説明しちようかな。いいですか。お願いします。

○事務局 では、まず、保留になっている理由なんですけれども、まず第一に、最初の申請の中で土地改良区の意見書が提出されていない。土地改良区の意見書というのは、一番最初の頭にあるピンクの丸をつけているところで、必ず出していただく必要がある土地改良区の意見を求めるものであります。次のページにどのようなものを出していただくかと、金波土地改良区をちょっとサンプルとして出させていただいたんですが、取水とか排水とかこういうのが問題ないですという意見書を出してもらおうものになります。確実に出してもらわなければいけないものなのですが、一番最初のページにあるように、意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合は、

その理由を記載した書面があれば、意見書なしでも審議はできるという形になります。この意見書に対して、——が土地改良区に意見書を求めましたが、土地改良区としてはもう意見を回答しないのが回答であると。もう回答する気はないというふうにおっしゃられたので、この土地改良区の意見書に関してはなしでそのまま審議を進めさせていただきます。

次の争点なんですけど、前回、石田委員が確認していただいた譲渡人がそもそも太陽光にこだわっていないというお話であったので、もしそうであるならば取下げをするのかというところが保留の、許可にするか不許可にするか判断できなかった理由ですので、もう一回確認したところ、譲渡人、京都にお住まいの方、太陽光として申請をするということでありました。

次に、問題となっているのは、隣の方です。通常の場合でしたら、今回の太陽光の案件は農地転用の基準にのっとって、まず立地基準、第2種農地であるので問題なくて、一般基準に関しては基本的に問題はないのですが、今回ちょっと違うところが、隣の現在農業をされている方が反対されていると。耕作に支障があるとおっしゃられております。

その1点に関して、営農に支障があるのであれば不許可、営農に支障がないと判断すれば許可という流れになるかと思えます。営農にどのような支障があるかというのは、一番最後の経緯にまとめられております。これが一番最後の——と隣の反対者の方の話した内容になります。

まず、①施工内容については、今まで施工内容が示されていなかったというお話でしたが、施工内容を示した中では特に質問はなかった、ただし、(2)です。敷地内の排水。排水に関しては、時間あたり50、100mmの降水量となったときに、隣へ水があふれてきたら困るから、そこまで計算していないと被害防除と言えないのではないかと問われた、これが営農に支障があるまず1点。

③のところでは周辺の環境。——のほうは、水路の掃除は、今回の議案にも皆さん言われているように、水路の掃除はするけれども、一斉清掃のときとかに顔を出すことは難しいし確約はできないと。何月何日に確実に水路の掃除をするというのは判こは押せないというような回答になったので、そこが確実にないで隣の方としては、それも営農に支障があるというふうな回答をされております。

これが経緯、流れになります。

○12番 ありがとうございます。

ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、これ、意見書が出ていないという件について、意見書は一般的には申請者、太陽光の会社です。こちらから出されるのが普通の流れなんですけど、金波土地改良区の理事長に話を伺った限りでは、何でそんな業者に私たちが、公的機関ですよ、改良区は。法で定められた。出さんにやいけんのかと。これは行政機関に出すべきもんじゃないかと、自分たちが直接。ということで出されたものがこの3枚目にあるわけです。だから、そ

れをなしで取扱うというのが、事務局として太陽光の会社に肩入れしているというふうに地元委員としては取られるわけなんです。なぜそこを、これをちゃんと意見書として取り扱わないのかと、これは事務局の姿勢としては大いに問題があると地元委員としては判断いたします。

その上で、ちょっとほかのことをいろいろ言わせていただきたい。今の説明を聞いてなしで判断すると言われたんで、せっかくだつているのに、それは何で今言うたんですけど。

隣の方が懸念されている50mmとか100mmの大雨というのはたびたび降りますし、この程度の雨であれば、当然隣の農家としてはやってもらわんと困るところ、当たり前のことを言われていると思います。あと、周辺の草刈りの確約はできないということだったんですけど、通常、我々の地域では農地を所有している人がその周辺も含めて管理しているんです。善意でやっているんです、これ。それが慣習なんです、私たちの地域の。

そこでちょっと先月の池田委員さんのお話になるんですけど、江泊が大変なことになっていると言うばかりじゃなくて見に行ったらどうかということをお場で言うてくださったんで、その場ですぐ帰りを見に行きました。どういう状況になっていたかというところ、やっぱり太陽光がたくさん並んでいるところなんですけど、今までは地元の農家さんが善意で市が所有している市道、防府市が所有している、ここのへりの草刈りまで全部やってくださっていました。きれいにやってくださって普通に道は通れよったと。こういう状態だったのに、こういう太陽光の会社、どこの会社かは分からないんですけど、売ったらもうこの会社は管理義務はないからと、これは基本的にはそうなんです。市の責任なんです。でも市はそこまではようやらないんで、実際にはお金もないし、人もいないし、やる能力がないんです、市には。こういうところを地元の善意で何とか維持できた。ところが、道が通れない状態になっているわけです、市道が。もう草が覆いかぶさって。これはひどいわと思って、すぐ事務局に電話して、池田委員さんと一緒に見に行つてあげてくださいというふうに言ったんですけど、やっぱり法律、事務局側としては、それはこの申請書を受け付けんにゃいけないのは、法的要件を満たしていれば受け付けんといけんのはそうだと思うんですけど、私が思うのは、やっぱり地元の慣例は法と同等であると思うんです。民法第92条とか法の適用に関する通則法の第3条でも、解釈はちょっと法で整合性が取れていないんですけど、慣習が法同等であるというところも言うちよる法律もあれば、法のほうが優先すると解釈されるというそういう意味で解釈が違うところなんですけど、これが地元の慣習であるならば、ちゃんと草刈りも当然やると約束してもらわんと困りますし、地元の秩序が崩れます、これを許してしまえば、1か所これを許してしまえば、さっきの西浦みたいな話になるのが、もうどこの地域を見ても確実なので、やっぱりそこは法律、法律だけを見てこれをどうするか、通すか通さんか決めるのであれば、農業委員なんか要らないんで、はっきり言って。

我々がなぜいるかというところ、私としては、地元の農家たちにいかなる色を与えるかと、地元住民

にいかなる影響を与えるかと、それを判断、そういった農業者の目線で見ても代表として判断するのが私たちの仕事と思っていますので、私たち農業委員としては本案件には反対をさせていただきますが、皆様方の御審議をよろしくお願ひできたらと思います。何かあったら聞いていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 今説明が終わりましたけれども、審議に入ります。

何か御意見があればお願ひします。どうぞ。

○6番 6番、倉重。ちょっと問題点について、最後のページに整理してあるんですが、それでちょっと気になったんですけど、黒ポツの3で近くの企業、協力金を納めているこういうものがありますが、地権者は公平じゃないというふうに協力金のところが書いてあるんですが、地権者は多分協力金、昔から納めておると思うんです。その辺、何か誤解があるんじゃないかという気がするんですけど、どうでしょうか。

何かこの文章も何かおかしいなという気がします。大体、例えば、池の管理をするのであれば、みんなお金を出し合って補修とかしているのが大体その地域の慣習であるかと思います。これはちょっとおかしいなと思っています。

私はちょっと切りのいいところで、また確認したいのでまた申し上げます。

以上です。

○藤井会長 どういうことですか。脱退後も年間3,000円の寄附金を集めること、これが改良区の要望ですか、これ。寄附金という名目も変な話じゃね。

○12番 石田です。これ、寄附金というよりは、水路掃除とかしたときによう出ん企業さんとかは3,000円頂いているんです、地区のほうで。これの話だろうと思うんです。

大体、農地を農地以外に転用する場合は、土地改良区に1反当たり何ぼやったかな、結構高いんです、6万円とか8万円とか、もう何十年分かを遡って一括で払うんですけど、それもちょっと聞いていないけどねみたいなことは会社は言われていました。行政書士さんか会社かちょっとどっちかが言われていた。何でそんなことも知らないで進めているのかなと思って、どこの地区でもあると思うんですけど。

改良区とその辺の詳しい話すらできていない状態です。なので、もうちょっと両方とも意地になっているみたいな。

○6番 6番、倉重。いろいろ見ておるんですが、一連の流れ、これ地元の農業者さんとの話合いはまるっきりできていないような気がしてならない。だからちょっとこの案件はちょっと、地域との調和という意味において著しく欠けておるなと思っております。したがって、ちょっと反対をしないといけないのかなと思っております。皆さん、どうでしょう。

○藤井会長 ほかの方、御意見どうですか。どうぞ。

○11番 11番、池田です。ほかの西浦地区の関連なんですけど、基本的に、今の一般基準、周辺農地への影響です。周辺農地の影響って一言で言うかどうかと、大雨が降ったら水がフローするのはどこでも同じことだと思うんです。ここだけがそうなるんじゃないしに、やっぱりそれはあると思います。やっぱり土砂が流れるとか、崩落する危険があると、そういうのは影響があるというふうに判断していいと思うんですけど、通常、そういう雨水によるオーバーフロー、この程度はどこでもあることであって、ちょっと私がよそとの、ほかの許可案件とのバランスでどうかなというのが、気がするわけです。いかがでしょうか。

○12番 12番、石田です。私もこの地域の案件、確かに同意しているんですけど、例えば地元委員さんとか地元農業者がいいのであればいいと思うんです。そこの納得が得られているのであれば、基本的にはいいと思っています。ただ、隣が影響があると、ここも私の大先輩の農家さん、農業大学の校長までやられていたようなプロ農家さんが影響があると言われてるので、当然あるんだろうなと思うんですけど。

あとはやっぱり地域の秩序を守ろうという気がないような企業には来てほしくない、草刈りなんかでも即やりますと言ってほしいです。それは法的には何ら責任はないと思います。ただ、こういう人が一人、また一人と増えていったら、地域は守っていけなくなるんです。江泊のような姿になるんです。間違いなくなるんです。これがもう見えているのに、やっぱり地元委員として認めるわけにはいきません。そんな将来、見たくありません。将来世代に対する責任でもあります。地元委員としてはそう思っています。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○3番 3番、中山です。今回、これは地元がまず反対してしまして、推進しているのが京都の地権者の方と大阪の太陽光の会社ということで、やっぱり僕は、自分の隣で太陽光なりあるいは転用があるとなったら、よくは思わんです。絶対に何らかの影響があるし、いい影響はないというのが分かっています。それを許せるかどうかなんですけれども、今回の場合は、地元の人が許せない、石田委員に関してもちょっと許せないということなんで、僕も今回はこれ反対でいきたいと思えます。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○12番 一応、地元の土地改良区の理事長とも話して反対してくださいという気持ちですということも聞いていますし、隣地の所有者も同じように言われていました。なので、地元委員としてはやっぱりそういう態度になるわけです。

この京都の方が今までこの農地がどうやって管理されていたかというのを全く御存じない状態で、とにかく手放したいからと、持っていてもしようがないからという気持ちでやられているんで

す。なので、もうそれであれば、今まで守ってくれた人に対する感謝の気持ちを言っていただくとか、そんな人があって当たり前なんだろう、結局どうなったかは知らないです。聞いておられますかね。

○事務局 行政書士のほうに確認をしまして、その件については、転用の許可の後ではなく、後ということもないですけど、それは連絡はさせようということはお伝えしているところです。挨拶をさせようということは、それは伝えておきますということでした。

○12番 順番が違うんじゃないかと思えますよ。

○1番 先ほど江泊の話がありましたけど、私は本当企業の方にいろいろお願いしていますけど、石田委員さんありがとうございます。すぐ行っていただきまして。いろいろお願いしているんですけど、はい、やります、はい、そうしますとすごく言われます、簡単に。だけど、実際もう結果が出ています。本当にやってくれているところは、本当半分半分ないかぐらいじゃないですか。もうがっかりきているから、もう本当言う気にもならんけど発表せんにゃいけんから一生懸命発表していますし、またお願いも一生懸命もしているんですけど、やはりこれ守ってくれないというのは、最初の時点じゃ分からないんです。でも、今こうしてあちこちでいっぱい出ていたら、もう信用ができなくなってきて、本当にやってくれますかと。1年後に調査に行ったときに、本当にきれいになっているんだろうとか不安になります。

だから、石田委員さんがそうやって悩んでいらっしゃるのも、私はよく分かります。末田の通りを見られて、特にまた。先日事務局さんで行ったときは、もう草がちょっと枯れかけていたんです。でもあのときは青々してましたから、本当、足をまたぐのに大変かき分けて行った、本当大変なそういう道なんです。その柵のところも全然取ってないから、アワダチソウがへばりついてもう2mぐらいになっています。そんな状況を今後、本当にきちんとしてくれるのかなというのを、やはりある程度マニュアル的にもう決まりをつくってもらって、それを守ってくれるような体制をつくってくれないと、私たちが幾ら頼んでも、幾ら言っても、はい、やりますで終わってしまうんです。それで通ってしまうから、その辺を本当私ものがっかりきています。

以上です。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 11番、池田です。池田さんの意見とか気持ちとしてすごい分かるんです。それで、そういうところ確かにあります。私も車でよく通るんですけど、同じ右田でも、右田小学校の前、相当前からやってありますけど、砂利を敷いてきちんとやってあるなというところ、大道のほうでも非常にきちんとやってあるところがあるんです、道のへりでも。これどこか、これはやっぱり市内業者の、牟礼のほうにあるどこか業者がやって、その従業員の方もおられるんです、近くに。丁寧にやっておられますねとかいうんで、個人が頼む場合でもやっぱり二、三社から見積りを取ってやる

んですけど、やっぱり見積りが安けりゃ、そういう基礎をきちんとやると防草シートは義務がないですよ。フェンスはあるけど、フェンス設置はあるけど防草シートはないけど、普通はやる人が、草刈りって手間暇かかるから、きちんと下の草が生えんようにやってもらったらいよねという業者をお願いするんが、もらうが一番ええんですけど、私が今一番承認せざるを得ないかなと思っているのは、企業を選別できないんです。県外企業じゃ駄目ですよという、企業の中にある程度潰れた企業もありますけども、だからそこなんです、ネックは。今の中では、私は承認せざるを得ないんじゃないかなという気がするんです。

○藤井会長　ほかに御意見がありやあ。ないですか。それぞれ委員さんの今回の案件に関する思いを聞かせてください。

じゃあ私の意見として一言言わせてもらいます。

まず池田さんの意見を尊重するとするならば、もう太陽光発電業者が信用できないから、ここいらで許可をするなということですよ。

○1番　そこまで言って.....

○藤井会長　極論すれば。これは私としては業者、性善説を取るか性悪説を取るかによりますけれども、どっちを取るかによって変わってくるもので、一律にそれをもって判断することはできないというふうに思います。

今回の案件について、改良区が農業委員会宛てに出しておるこの意見書、これは確かに農業委員会としては重く受け止めなくちゃいけない項目だと思いますけれども、これを今の判断基準に当てはめて、許可基準に当てはめてどうするかというのは、ちょっとこれは無理があるんじゃないかなという思いがして、確かに、これから努力しなくちゃいけない、確かに現状抱えておる課題でしょうけれども、これをもって今業者から出てくる申請書を許可を不許可にする理由にはまず僕はならない。私の意見ですから聞いてください。が、1点。

再三おっしゃる池田委員と石田委員さんの一番の意見は、隣の方の意見、これが一番大きなウエートを置いとんだと思うんですけども、これ一番最後の意見書ですけども、先ほど池田委員さんもおっしゃったように、雨水の件でも、これはどこにでもあり得る件で、特に今回の場合は隣の太陽光、今回できたとしても、これは防草シートをしなないということになっておるわけですし、盛り土もするわけじゃありませんので、現状の耕作放棄地とまるっきり同じような状況で、雨が降ろうが降るまいが、これが建ったからといって、50mm、100mmの雨が降って変化があると、これはとても思えない。これをもって反対する原因には僕はちょっと薄いんじゃないかなという思いが一つ。

次に、この周辺の管理ですけども、少なくとも防草シートをしていない、されないという状況ですから、草刈りだけはしますという返事を頂いておるみたいです。この地図を見ますと、申請地

の左側、これは市道でコンクリートできっちりできていますから、太陽光発電業者の今の回答を信じる限り、敷地内の草刈りはちゃんとしますということです、この市道が草ぼうぼうになる可能性は少ないんじゃないかという思いが一つ。

次の107ページの図で、上の公衆用道路、この管理がどうなるかというのは、これが一番の課題であろうなというふうに思うんですけども、これはあくまでも市道ですので、そのまま今の持ち主である———に残っておる問題ですから、これをどうするかは、この太陽光業者の問題とはちょっと切り離すべきだと。持ち主の———がどうされるかということ、地域の方としっかり話されるべきだというふうに思いますし、地域の同意が得られないといって皆さんおっしゃりますが、どこでも周辺農地の皆さんの意見を聞くぐらいで、その下流まで遡ってどうのこうのというのは、基本的にこれは範囲が莫大になるのでなじまない問題ですから、これを代表するという意味でも、改良区の意見が尊重されるべきなんだろうと思いますけれども、農業委員会に出ておる改良区の反対の理由もこういう漠然としたものではっきりしていませんし、業者に対しても言う必要がないという姿勢を取られておるということで、これをトータルして見てみましても、私としちゃあこれ、特に反対する理由はないんじゃないかと。反対できないんじゃないかなというふうに思うんですけども、皆さんの意見ちょっと聞かせてください。

何をもって何を根拠に地元の皆さんの同意が取られていないか、何が地元の反対の理由で、ちゃんとした正当な評価ができるものかということ、これをちょっと皆さんに。先ほど一番最初に池田委員さんがおっしゃったように、こういった問題はどこの人も声を大にして言われなくても、いい話じゃないんで、お持ちのことだと思んですけども、現実にそれの上でこうして太陽光ができてきておるわけで、今回のこれが特に今までのものと違った反対理由というふうには私は思えないんですけども、どうですか、皆さん。どうぞ。

○7番 私個人の話として、私はいろいろ皆さんの話を聞いておるに、会長おっしゃるように、はっきり断る、駄目だという理由は非常に少ないように思います。ただ、だからといってやっぱり地元の人が反対してこういう問題もあるよというようなことを言っているのを、断る理由がないからいうんでもって賛成というか、承諾するものかどうかと。やっぱりもう少し業者に対してはこういう問題があると、こういった問題について時間をかけて解決しなさいというようなやり方もあっていいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○藤井会長 ここに書いてある業者の報告というか業者の思いというのは対応はどこに書いてあるんですか。特に載っちゃらんように思える。業者としてどうしますというの、これどこにどういうふう書いてあるかね。

○12番 検討しますと書いてある。

○7番 強いて言えばこれが不明確というか、不明瞭だと。もうちょっとはっきりさせろということ

でもって保留にする手はあるんじゃないかと思えますけど。ここでもって賛否を問うのはどうかというふうに思いますが。

- 藤井会長 これ全部よう読まんとならんやけど、一番最後の問題点についてのところ。
- 16番 農地をもう——というのは管理をする気もないし、管理してもらもないということなんですか。
- 12番 隣の——に聞いたところ、法外な値段でなければ、一般的に農地が今売買されている、安いんですけど、その程度であれば当然私が引き受けて耕作をしたいですと。太陽光になるよりは絶対そっちがいいからと言われていましたので、私としては、それも十分考えていただきたい、先方に。今まで管理していた親戚は、もう勝手に、今まで管理しちゃった人の恩すら何も感じずにこんな話を勝手に進めるような親戚の話はもう知らない、そこまで怒られていました。それはそうだろうなと思えました。そのお礼の一言もなく、まだ今回も話が進んでいるのであればもう論外だと思います。
- 11番 11番、池田です。思うのは、今言うように、それは今の太陽光でなくてほかのでもいいなというような話じゃった、今回は双方が印鑑を押してこういう内容ですとって、もちろん代理が委任を受けてやっておられるんでしょうけど、申請書が出とるわけです。申請書の取下げちゅうのも、双方合意すれば、あれは取り下げますよちゅうこれができるようになっているんです。だから申請書が出た段階で、私どもは何らかの結論を出さなきゃいけない。ただ、もし不許可を出しても、多分これは私詳しくないですけど、その異議申請、行政不服審査とか何か必ず出ると思うんです。それは会長か市長宛てか何か出せる形が絶対あると思うんです。そういうときに、私どもはこれは決定には理由書を書かなきゃいけないですよ、必ず。地元の土地改良区は反対だ、それが理由になるかどうかということなんです、結局。理由書を見てその理由書の中身を見て、この程度はそれはあれだと。例えば、ここが土地改良で水路を拡幅する計画が既に上がっていますよとかあれば、それはもうやむを得ないと、不許可になると思うんですけど、普通、私のほうも土地改良区があるけど、土地改良の分が総会やらあるけど、議案で上げて審議までしていないんです。もう会計の方、分かりました、いいですよと、書類をもらってきてくださいよと、様式をもらってこうこうでといたらいいですよと、ぱっとされる形になるんです。それが土地改良の総会にかけて完全に駄目だ、こういう理由で駄目であるというやっぴりなれば、地元の反対もあるということ、その辺が非常に地区内でもやったところがあるでしょうから、そのバランスです、私は結局。
今後、だから、そういうので個々のケースでももちろん判断していいんですけど、その辺がどうかという感じはちょっとしとるわけです。

○12番 圃場整備の可能性もあるエリアなんで。

○11番 計画があるの。

○12番 計画はない、ここは白地なんで。じゃけど、地元が将来農地どうしようもないからと言われたら、一緒に混ぜてやってくれと言われたら、今から追加できるエリアなんです。だからまだ可能性はあるんです。本当はやったほうが良いと思っています。地元委員としては、ここも整備を。

○藤井会長 でも、それは普通、将来的なことで可能性が何%もあつたら言える話で、それを言うんやつたらあれよ。耕作放棄地になつちよる段階で、地元委員がちゃんと意向調査をしてから、早めに手を打てるような案件なんじゃもん。これ、何回もずっと圃場整備、耕作放棄地で管理だけしてくれちゃってから。じゃろ。そういうのを今こういう話が出てから太陽光ぐらいならまだ売ってくれ、なるぐらいなら作るとかいうのもそれは分かるけれども。

そこら辺は僕はやっぱり、地元のもあるけれども、法律変えん限り、そこまで私権をそこまで侵害するのはいかなものかなと思うんじゃけれども。今回、隣が買うちやるといって言われても、ただか10万円ぐらいの金しか出せんわけでしょ、恐らく農地の相場からいくと。こういう太陽光にはもう60万円、70万円、1反当たりの価値がついて出ちよるわけやから、それはよっぽど地権者が地元のことを考えてから、そうやって使ってもらえるんならそれでもええですよとおっしゃりゃあ別やけども。どうですか、皆さん。

○11番 農地の、私の小野のほうは1種が非常に多いんです。だから2種は基本的にそういう条件があれば認められる方向にありますよね。だから、突き詰めれば、1種と2種のここの分を持つとつたら、1種に増やすところを農業地域にしとけば1種ならばいいんじゃないかと、逆にそういう気もするんです。1種、2種があつて、2種になつとつてそれはこうこうこうで駄目だというのが、条件がどうかという気がしとるんですけど。

○藤井会長 農業委員会としては、農地を守るためにはそういう今回みたいなことがないためにも1種にできるところはしちよつたほうがええんですけれども、これは佐野でも問題がありましたように、1種にするともう文句が出てきますけど。

○11番 いやあ、ありますね。

逆に農地を売りたいちゆう人は変えてくれというようなんが、いっぱい意見が、やっぱり両方があるんです。地元では、両方の意見があるからそこに辛さがある。

○12番 でも、我々は農家の代表ですから。農家の代表だから、やっぱりその立場で判断する。法律以上のことをここでやっているんです。法的適合性があるかどうか以上のことを話をする。

○藤井会長 だから、農家の代表というから、それがもうどこまでの代表なのかという問題なんです。一農家の声の大きい人の意見が絶対というわけじゃないんで。逆に、泣き寝入りしちよる人の声はどうなんだということもあるし、あくまでも反対する理由を、ここでは客観的に判断せんやいけんというふうにして、それを見てみると、さっきも言いましたように、特にこれは絶対の反対条件になるような事項じゃ僕はないと思う。その辺をちょっと見てもらいたい。

それから、地元の水利組合が反対しちよるとしても、この周辺で完結する問題でしょ。その周辺の広範囲に影響を与えるような問題じゃないんで、あくまでも今回、地元の隣同士のこの近くの人の意見が重きに置かれておって、水利組合や改良区もその声を支持しとるというような形になつとるんで、今回の案件、本当に隣の農家との折り合いがつけば、水利組合、土地改良区も反対するような問題じゃ僕はないと思う。

それだけに、隣の人の意見の整合性というか、客観性をちゃんとここで判断してもらいたいと。ここで本当にそれが影響を及ぼす正当な理由だと判断すりゃあ、それは僕は反対してもええと思うんですけども、少なくともそこまでのものは僕はないと思っている。今までの太陽光発電をいろんなところで許可した事例と比較しても。どうですか、皆さん。

○12番 改良区の意見書も、清掃活動に出てほしいと書いてあるんですけど、土地所有者であれば当たり前なことなんです、出るの。でないと、田舎は維持できないんですけども。

○藤井会長 だからこれはもうあれやろ。書き方がちょっと3,000円という名目が一人歩きしてから、真意のところがよく分からんけれども、今でも出てこれん人はどこの地区でも過金か何かを3,000円なり2,000円なりを出しなさいよということやから、その同意が取ればええわけでしょ。

○12番 何で払わんにゃいけんのかと言うて。

○藤井会長 これはどっちが正しいんか分からんけど、寄附金を要求したとかそういう書き方になつとるから、またどこかでボタンのかけ違えもあるような話なんだけれども。

○11番 農地を持っておれば、土地改良費と。

○藤井会長 ですよ、これが今回転用して農地じゃなくなると、その権利もなくなるわけで、そこで石田さんがおっしゃるように法律じゃなくて、慣習とか何とかもあるから、今までどおりの慣行は従ってほしいという覚えもあるんじゃないけども。少なくとも、迷惑をかけんようにやるとおっしゃつとんやろ。

○12番 答えられません、検討させてくださいと。

○藤井会長 だからその辺のところをはっきり、これを今さっきから見よる限り、じゃあどこまでならするという回答がないからちょっと誤解も招いちよるところもあるのかなというふうにも思うんだけども。その辺はしっかりお願いせんにゃいけんけども、少なくとも今認められないという理由について、皆さんにちょっと判断してもらいたいんです。

倉重委員さんとか中山委員とか、もう地元が反対しとる、周辺農家が反対しとるならもう基本的に反対だという意見をおっしゃりましたけど、よく見ていただいてから、この理由で反対に値するというふうに現時点でもお考えかどうか、どうぞ。

○6番 ちょっとこの案件はずつと思うんですけど、所有者が京都のほうにおられて地元の方との話

合いが、もう初めからまるっきりできていないことがもう根深い原因だと思います。それで、こっちと出てこうなったんですけど、だから、ちょっとこの問題点についての文章も、まだしっかりやるとかそういうふうな書き方をしないで、双方のちゃんと親族がちゃんと管理していたのを、いきなりかどうかちょっと分かりませんが、弁護士を通して太陽光に売るとお決めになったというのは、そういうとちょっと私、これはいろいろ家にもよると思うんですけど、例えば親族と相談して決めるとかであれば問題はなかったのかなと思いますが、その辺がいきなり御自分一人でお決めになったと。今まで親族の世話にもかかると。そういうところは問題なんじゃないかなと思っております。したがって、ちょっと法律は確かに適合しておるかもしれませんが、そういうところは、ちょっと現時点でちょっと私は賛成しかねるなと思っております。

以上です。

○藤井会長 中山委員さん、どうですか。

○3番 3番、中山です。僕もさっき言ったとおりで、地元がやっぱり反対ということだったら、ちょっと進めれないなど。具体的にどう反対なのかとか、ちょっと曖昧な点も確かにあるんですけども、土地のことってなかなか言葉で説明できなかつたりあると思うんです。さっきも申したとおり、私が隣だったら私も反対だし、自分も嫌だということで、この方の立場だったらと考えたら、今回、意見書が出ていないということで、農業委員会の最終的な審議に委ねられているかと思うんですけども、ここまできたら私は本当、地元委員の方、石田さんの意見に賛成ということで、私は反対したいと思います。

以上です。

○藤井会長 事務局、最後に言い分はありますか。

○事務局 あくまで事務局として、今、問題点としては、この審議の中で、この農地に対して許可を出すか、不許可を出すか、不許可とするのであればその理由、農地転用の中で判断する基準としたら、先ほど申しました立地基準と一般基準。立地基準は第1種とか第2種農地、まず立地基準はクリア。一般基準の中で、例えば資金証明であったり建築基準法とかそういった法律が満たされているかというので、今回の場合は営農に支障があるかというところの1点、これがもし不許可にするのであれば、こうこうこういう理由でこの太陽光になることで営農に支障があるので不許可であるというところを委員さんの中で判断していただくことになろうかと思えます。

○藤井会長 じゃあその1点なんじゃ。営農に支障があるかどうか。やから今回の判断の中にそれ以外を持ち込んではいけないと。

○事務局 あくまでも事務局としての法律的なことを申すと、一般基準と立地基準で、一般基準で営農に支障があるかどうかというのが何かであるかを結論を出していただきたいというところで、相手は営農に支障があるとおっしゃられていると、そのことをもって不許可とするかどうかの1点に

なります。

- 藤井会長　今までも確かに営農に支障があるから、そのために支障がある可能性があるならば周辺の同意を取れというスタンスでやってきたと思うんです。だから今回もいろいろありましたけど、それで判断してもらいたい。それから、そうなるかと返す返す言うようですけども、今回営農支障の対象になつるのは、あくまでも隣の農地だけですよ。雨水の問題も特に変化があるわけではないので。それから、周辺の農地、道路の管理、水路の掃除、それがどんだけの営農に支障があるかということで判断してもらいたいというふうに思います。

中山委員さんがおっしゃるように、僕だって隣にあれば、特に理由はないけど気持ちのええもんじゃありませんし、ましてや家が建つなんていうのも同じようなことで、特に反対もできるわけじゃないんで、それと比べたら、比べちゃいけないのやけど。そのケースと同じようなケースですから。

じゃあ、これだから採決しましょうか。どうぞ。

- 15番　賛否の話になつちよんやけど、ちょっと水を差して申し訳ないんですけど、再度確認なんですけど、ここは今圃場整備を進めているんですかいね。それに取り込むちゅうわけにはいかんのか、追加で。白地でもちょっとそういう。

- 12番　おっしゃるとおりで、ここは白地なんですけど、取り込もうと、みんなが同意して一緒に整理しようじゃないかと、今、県に整備の話がかなり市も予算をちゃんと積んで、県も進んでおります、計画的にこの地域が。奈美の後のうちがやる予定で予算がちゃんと入っております。話合いとかもいろいろ随時進めております。

その中で、地域の皆さんが将来農地困るよねと、一緒に混ぜてほしいよねと申してくだされば、それに入れることができる地域です、ここは。なので、私としては、地元委員としてはここも一緒にやってほしい、ここだけ農地が残って後で耕作してくれと言われてもちょっと困るなと思ってる所です。

- 15番　その話を今土地の所有者に、——にその辺の意向を伝えてあげたらどうなんですか。

- 12番　とにかく早く処分したいと。お任せしているのと。

- 15番　ちょっとそっちの、今賛否の話のちょっと申し訳ないです。

- 10番　10番の吉本です。会長、賛否取られると言われたんですけど、非常に農業委員会ちゅうのは重いんです。いろいろ意見が出たんですけど、我々は公的な機関の中の判断をするときに、どうしても農地法をまず頼りにせんにゃいけないのですよ。それを逸脱したというんやったら拒否ができるんだけど、個人のいろんな希望、感情とかいうものがあるんで、前も話したと思うんですけど、非常に農業委員ちゅうのは、農地転用を協力するようなことばかりしよるんですよ、表向きは。結局なぜそうなのかというと、断ることができづらいんです。例えば大きな問題、農地を、

じゃから売るという大きな問題。

もし、拒否するのであればきちっとした合理的な理由が要るんです、向こうに対して。そうやらないと、法律で今度ぶつかったときに、我々が今度は訴えができないんです。だから、個人個人の意見はあると思うんですけど、だから、ところによっては条例をつかってハードルをつくるんです、もう1個大きいのを。それをまだやっていないから、残念ながら防府は通りやすいんです。まだ時々いますよ。今増えていますよ、防府はそういうのが。だけど、残念ながら今の段階ではきちっとした合理的理由がないから拒否はできんと思います。

ただ、どうも個人的な、こういう問題今からたくさん多いんです。遺産を相続したら、その人は全く農業に関心もないし、お荷物やから売りたい、それで地元の人とも話もしていない。話もしていないのやから地元にも帰っちゃない、地区の協力も何もしっちゃない、自治会に入っちゃらんていうところでこういう問題が起こるんです。だから非常に残念ですけど、拒否したいんですけど、きちっとした合理的理由がないということで負けるということで、極端な話、裁判になったら。そういう僕の意見です。

以上です。

○藤井会長 それぞれの意見がありまして、これはまとまりようがないから、これ採決しかないけれども、少なくとも僕の考えとしては、これは拒否するような合理的な理由は、何回も言うように僕はよう見つけん。だから、採決したら、これはもう通すか通さんかだけだから、もう業者のはっきりした意見を確認するという余地ももうない、原則。

○事務局 今のはもう一回保留をかけてという話ですか。

○藤井会長 だから業者がどこまでやってくれるのか、この文書だけじゃはっきり見えないんで、今後、地元のこういう意見に対してどこまでやってくれる気があるのかを明確にしてもらうて、これじゃあそう言われましたけどその気はありませんとかそのレベルやん。

○6番 中関の事例でいいますと、実は私どもの中浦地区は、やるやる言うて全然やらないんです。やらないのがあるんです、太陽光で。御存じかもしれないけど。

前、—————のところを太陽光設備にするという案件があったと思うんですが、そこは今どうなっているかという、フェンスは壊れておって草はぼうぼう。砂利は流れて、その砂利の始末をどこがやるかという、—————が一斉清掃のときにやると、そういう状況になっておる。じゃから、やるやる言うて、具体的なところを突いておかないと、多分そういうことになる危険性があるということです。そういうことになると、やっぱり地域の同意を得られていないということです。後から迷惑がかかるから、そういうのはやっぱり問題じゃないかなと思っております。そういう案、具体的なところをちょっと詰めてもらおうとまだいいのかなと。確かに法律には適合しているのかもしれないですけど。全くうそになるから、うそになったらこれは法律適合してい

ないんじゃないから。

○12番 そんだけ営農に支障があるちゅうこと。

○6番 そういうことだね。

これ微妙はグレーのとこなんよ、実は。

以上です。

○藤井会長 それは法律的にはグレーですよ。そこまで求める必要はないんですから。あくまでもお願いレベルなんですから、それをここでから明文化せえ、判こを押せという権利はないわけで、それをしたかったら条例を変えるなり何なりをしないと、この力じゃどうしようもならない問題なんです。

あくまでもここで判断するのは、法律に適して着実に判断できておるか、今一番争点になっておるのは営農に支障を起こすかどうか否かという、極端なことを言ったらその1点なので、支障があるかどうかを皆さんの判断基準に任せるわけですけど、あくまでも客観的に、本当にこれがそうなのかどうかというのを判断してもらいたい。

だから、それを補うためにも、今事務局にも振りまいたけれども、業者の言い分がちょっとはつきりしない、姿勢がはつきり分からないというのであれば、再度はつきりさせる必要はあるかなというふうに思いますけれども。どうぞ。

○2番 2番、石川です。保留という選択もまだあるんです。

○藤井会長 だから今それを聞いて、今皆さんの意見を聞いたら業者がどうしたいのかはつきりした確約が取れていないような気がするということですから、もしそれを確約が確認できて、皆さんにお示しして判断すればまた変わるような状況であれば、それも考えなくちゃいけないかなということ。

○2番 同じ業者で私が聞いたときには、2月と6月に草刈りをしますと、そこまで時期もはつきり言って回答してくれていますから、いつやるか分からんちゅうのは、ちょっと行政書士が何か変な回答しよるなとは思いますが、その辺をもうちょっとはつきりさせていただきたいのと、土地改良区のほうの主張をさっきから何回も読むんですけど、ちょっとどれを取ってみても、特に雨水がどうか、浸水したとか書いちゃうんですけど、そういう主張をされたと書いちゃうんですけど、大量の雨が降って浸水したっていう、これは防ぎようがない話、今のまんまでもそうなるという話なんで、ちょっとこれで反対よというのも弱いし、もうちょっと何かはつきりした、草ぼうぼうになってというのは、当然農業に影響があるので理由になると思いますけど、ただ、同じ業者がそういうことをしちよるんならそれも主張できると思うんじゃないけど、業者が違うんです。だからちょっとどれを取っても弱いんで、もうちょっと具体的な話を出してくれんかというのを言ってみたらどうかと思います。このまんまでは、賛成せざるを得んのかなと、何回も読んで思うんですが。

- 藤井会長 それは地元のほうにもっと明確な反対理由を出せ、これじゃあ無理だと。
- 2番 両方へそういう話をしてみて、このまんまじゃちょっと無理ですよちゅう話で言われたらどうかと思うんです。

特に3,000円を出さんと印鑑を押さんちゅう、こんな文書が出たらこれはもう認めざるを得んです、逆に。自治会で協力金を取っちゃうところはたくさんあると思うんですが、水利の関係で協力金ちゅうのはあんまりないと思います。ただ、さっき言われたように参加しないからというのはあると思うんですが、この文章からすると、もう参加してもせんでも出せという話になるんで、ちょっとこれも根拠もないし、何か通用しないんじゃないかと思うんで、この辺になるともうじらっちゅう感じがしますので、じらが出ると、それはちょっと聞くわけにはいかんですねということになるんで、このまんまじゃったら私は、気持ちは賛成したくないですけど、やむを得んのかなとは思いますが。

- 10番 ちょっと以前の太陽光の議案の中で、この————ちゅうのは子会社というふうに聞いた事があるんです。子会社ね。親会社に、以前これの親会社、太陽光が建ったときに、事業計画書で、例えばあと地元の方のあれをしますと、ちょっと調べにや分かんですけど、たしか親会社がおったはずなんです。それにもう一遍意見を出してもらって、多分子会社だと思うんです、—は。

- 2番 親会社は————。

- 10番 ———おるでしょ。それに親会社の責任において、責任としてやはり地元の意見もあるし、あとの管理についてもっと具体的に説明ができるようにしてくださいというぐらい、お願いだったらいいと思いますよ。そのぐらいしかできんと思います。————

- 藤井会長 太陽光に関しては法律がそのぐらい整備されていないんやから、仕方ないわ。

今の石川さんの言い分なるともうどっちにも不備があるわけで、それをまた保留というのいかなもんかなとも思うんじゃけども。

じゃから皆さんが決めかねちゃった状況でここで採決するのもどうなんかなという思いもあるんやけど。ここで保留という採決あってから、今の指摘の部分をはっきりすることはまだ可能なんじゃろうか。それでお願いしようじゃない。

- 事務局 保留の理由になるんですけど、一番最後の意見書のほうに周辺環境についてはしっかり検討させてくださいというふうな文面になっていますけど、基本的には雑草の管理については、定期的な草刈りを予定しています。ただ、域外の道路の草刈りは検討すると言いました。回数などについて求められたけど、そのときに何回やるというのを正式にまだ決めていないから検討しますということで、基本的に草刈りについては定期的にやるというのは予定されているというふうに、定期的にやりますよというのは伝えて、回数について求められたから、それについてお答えする回答

がありませんでしたので検討させてくださいとお伝えしました。

○12番 この文書はそう読めんですよ。

敷地内のと頭に書いてあって。敷地外ゼロ回かもしれないですか。ゼロも回数ですよ。

○事務局 それについては言われたということで、————それについても行政書士のほうに確認したら、そこもやるのはやりますというふうに回答頂いています。あとは回数については何回やるというのは、そのとき持っていないんで、また検討させてくださいというふうに回答しましたということだと思います。

最終的に、そうなると土地改良区のほうの意見書を出さない理由については、こちらのほうに————のほうから文書でいろいろつらつら書かれていますけど、基本的にこういう理由で意見書を出されないのはどうなのかなというのがあります。

その代わりとして、市の農業委員会宛てに農地転用に係る意見書ということで、これについては特に土地改良区として水利に問題があるとか、それについての反対ではなく、太陽光発電についての懸念材料とかというのが書かれています。普通であれば、前のほうについている意見書の形で取水に支障があるかないか、排水に支障があるかないか、防除施設が必要か不要なのか、転用敷地内の導水路の取組についてどうなのか、土地改良区のこれについてどうなのかというのを出してもらって、もし問題があるんであれば支障があるということでその理由を書いていただければいいと思うんですけど、それについて一切書かれていない、回答するつもりがないということで申請者のほうに言われていると。多少意見の言葉の行き違いが多分あったんだろうと思います。初めの3,000円の話もありますし、その辺で物別れになったような雰囲気もありますけど、その辺もありますので、意見書が出ない理由については、もう30日たってその理由書についてはここに出ていますので、これについてまた延期、延ばすというのもなかなか難しいのじゃないかなと思います。

○藤井会長 業者側がどこまでやるかははっきりしないんですけども、一応は草刈りはちゃんとやりますと、敷地内はやりますと。地元のほうの問題は敷地外のやつに出てこいということなんですけども、先ほど言いましたように、市道のほうは敷地と面しちゃって舗装しちゃうから敷地内をちゃんと管理してくれたら草の問題はない。北側の公衆衛生地はあくまでも現時点での所有者のまんまで残るわけですから、そこをどう管理するかはその人の問題。雨水の問題も現在のままの状態です。太陽光が建つだけなので、大きな水にどう対応するかということはちょっとあんまり現実的じゃないということを考えたら、どう考えてもこれ営農を反対するような理由は僕としては見当たらん。皆さんが地元の意見を尊重すべきだと、何を思って地元の反対意見を尊重するのかよく見えなんですけども、その辺のところを判断していただいた上でから採決しましょう。

農業委員会として今回の案件に承認頂ける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 控えちよって。氏名も全部控えちよかんにゃいけんから、もう一度挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。どっちになるんかな。集計して。どうなった。18のうちの山縣さんがおらんで17。過半数あればええんじゃ。

○12番 こんな僅差で可決していいん。

○10番 反対取ったら。反対取って棄権もなけんにゃ。

○藤井会長 棄権もあるかね。じゃあすいません、この議案に反対の方の挙手をお願いします。

〔反対者挙手〕

○藤井会長 棄権がおってんかいね。棄権おっちゃないやろ。

じゃあそのままや。ありがとうございます。もう分かるやろ。この採決の結果で過半があれば通るとかいね。結果を報告して。

○事務局 賛成9、反対6名。欠席が1名で、会長外れまして、1人は.....

○藤井会長 棄権がおっちゃったですか。保留が1人ね。じゃあそれで数合いますね。じゃあ賛成多数ということで、今回の案件は承認させていただきます。

今いろいろ御意見頂きましたので、これははっきりさせて今後いかなくてはいけない問題もありますし、今回の案件も、これからいろいろ問題が出てくる可能性もありますけれども、それは生活安全課も含めて農業委員会も関係機関一体となって対処していかなくちゃいけないと思いますので、今回はこれで承認という形で取らせてください。

いろいろ出てきた問題は、今後、こういうことが起きないように対応できるような働きかけをしていこうと思いますし、今回の市長の建議には出せませんでしたけれども、議会のほうにもおいでいただくようお願いしていますので、条例に向けて前に進めるきっかけになればというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、今、改めて16番は可決承認とさせていただくということでお願いいたします。

続きまして、議案第58号と59号を一括上程したいと思っておりますので、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第58号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案集の11ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第58号につきましては、令和3年11月26日公告予定の利用権設定申請が50件提出されております。

農地の集積面積は18万7,852m²でございます。

内容といたしまして、使用貸借件の設定が41件、賃借権の設定が9件、新規6件、更新32件、再設定12件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第59号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議についての御説明をいたします。

議案集20ページから記載しておりますので、御覧ください。

議案第59号につきましては、県で公告予定の利用権設定が26件になります。

内容といたしまして、議案59号の番号1から12につきましては、前号の議案第58号の番号39から50について、公社から貸付けを行うものです。また、議案59号の番号13から番号26までにつきましては、公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。

地元委員さんの意見と皆さんの御審議を一括して行いたいと思いますので、地元委員として何か補足しておきたいこと、委員さんとして質問して聞きたいことを一括してお願いしたいと思いますので、何かありましたらお願いします。

今回はほとんどが更新、再設定ですので、新規のところでは何か御質問があったらお願いしたいと思います。

よろしいですか。何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第58号、59号、承認頂ける方挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで58号、59号、承認いたします。

続きまして、報告事項が67から74号までありますけれども、時間も押していますので、ざっと目を通していただいて何かあればお願いいたします。

これ事務局、一番最後のページに————、これ適格法人、取得したん。

○事務局 一応要件をそろえておりますので、適格法人ということで。

○藤井会長 じゃあ現時点で農地を————としてからもう取得しとるの、どっかに。

○事務局 今は利用権しかついていないんですけれども、周辺も所有されたいということであれば可

能であると。

○藤井会長 分かりました。何かありますか。よろしいですか。

ないようですので、これで議案審議は閉じたいと思います。

午後 5 時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員